

## 長野県登録販売者の資質の向上のための外部研修届出取扱要領

平成 24 年 6 月 11 日 24 薬第 99 号

### (目的)

第 1 本要領は、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知、以下「ガイドライン」という。）に基づき、長野県内の登録販売者が受講する外部研修に関し、外部研修実施機関が行う届出及び当該研修の専門性、客観性、公平性等を確保するための公表制度について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 この要領において「外部研修」とは、ガイドラインに基づき、長野県内の薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）が実施しなければならない従事者に対する研修のうち、登録販売者に対して外部研修実施機関に委託して行う研修をいう。

### (届出)

第 3 外部研修実施機関は、実施する研修の概要を次に掲げる方法により届け出ること。

#### (1) 届出時期

外部研修の実施前に行うこと。

#### (2) 届出様式

別記様式によること。ただし、別記様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

#### (3) 添付書類

前号の届出書には、次に掲げる書類を添えること。ただし、届出日においてインターネットにより一般に閲覧が可能な書類について、届出書にその旨及びホームページアドレスが付記されたときは省略することができる。

ア 外部研修実施要領

イ カリキュラム（研修時間、研修概要がわかるもの）

ウ 外部講師の所属、氏名及び略歴

#### (4) 提出先及び提出部数

長野県健康福祉部薬事管理課へ 1 部提出すること

2 外部研修実施機関は、前項第 2 号により届け出た内容に変更があった場合は、前項の例によりその旨を届け出ることとする。

(公表)

第4 長野県は、第3により届け出られた外部研修実施機関について、次に掲げる方法により長野県公式ホームページ上で公表する。

(1) 公表事項

- ア 外部研修実施機関の名称及び所在地
- イ 問い合わせ先の部署、電話番号及び電子メールアドレス
- ウ ホームページアドレス

(2) 公表期間

第3第1項又は第2項による届出のあった日から1年間とする。ただし、届出の内容に変更がない場合であって、外部研修実施機関から長野県に対し公表期間の延長を希望する旨の申し出があった場合は、公表期間を1年間延長する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月11日から施行する。
- 2 この要領の施行の前にガイドラインに基づき実施する研修の概要を長野県に届け出たものについては、この要領に基づき届出があったものとみなす。

(別記様式)

## 外部研修実施機関届出書

年 月 日

長野県知事 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名 印

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号)に基づき、実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

### 記

外部研修 実施機関	名 称	
	所在地	〒
研修実施 責 任 者	氏 名	
	電話番号	
研修実績		
研修の専門性・客観性・公平性の確保の方法		
研修実施方法、実績等の情報の公開		(公開内容)  (公開方法)
研修の形式		集合研修 _____ 時間 (年間) 遠隔・通信講座 _____ 時間 (年間) (遠隔・通信講座の方法)
研修の内容		(内容)  (教材)

研修の実施頻度		
研修の修了認定の方法		
研修実施情報の記録・保存		(保存方法)  (保存期間)
研修に関する 問い合わせ先	部署等	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
ホームページアドレス		
備 考		

※添付書類確認欄

(インターネットにより一般に閲覧が可能な場合は、ホームページアドレスを記載すること。)

外部研修実施要領	
カリキュラム	
研修講師の所属、氏名及び略歴	

※記入上の注意

- ・ 欄が不足する場合は別紙とすること。
- ・ 本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。